森の里三丁目建築協定及びまちづくり協定に関わる 計画同意申請書作成の説明書

森の里三丁目建築協定運営委員会

本説明書は、森の里三丁目建築協定運営委員会(以下「委員会」という)に提出する計画同意申請書の作成要領を具体的に示したものです。申請者におかれましては、以下の要領で作成していただき、森の里三丁目建築協定及びまちづくり協定(以下「協定」という)の円滑な運営にご協力をお願いいたします。

1. 申請書類

(1) 申請書第1号様式

所定の欄に記入していただき、署名捺印の上、添付図面を添えて2部提出してください。委員会の審査にて問題なければ同意捺印後に、1部は申請者に返却いたします。もう1部は委員会に保管させていただきます。

(2) 添付図面

添付図面は現状変更しようとする内容に応じて、現況図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、外構図(植栽計画含む)、敷地及び床面積の求積図が必要です。また、委員会が必要と認めた図面があれば通知いたします。添付図面には設計者及び代理者の捺印の上、寸法などの一般記載事項ともに、協定内容を審査するに必要な事項を記載してください。

- (例): 現況図には前面道路と地盤のレベル及び外構、配置図には敷地境界からの外壁面からの後退距離、立面図には屋根と外壁の色彩、外構図には地盤計画レベルとフェンス等の姿図・高さ・色彩及び植栽計画など、現状変更しようとする内容を記載してください。
- (3) 申請書用紙の保管場所

森の里三丁目自治会館の玄関脇壁付ポスト内

2. 申請書提出先

委員会委員長宅

3. その他

協定者が区域内で建築物の新築、増改築や工作物の築造、垣根、柵の変更、外壁・工作物の色彩変更など<u>現状変更しようとする場合は</u>、計画同意申請書に図面を添付して提出し、委員会の同意が必要です。

なお、委員会の委員はボランティアで活動していますので、時間的に限りがあります。 完成度の高い申請書・図面の提出と早めの申請をお願いします。審査期間は申請内容 に問題のない状態で約2週間を予定してください。

)

森の里三丁目建築協定及びまちづくり協定に関わる計画同意申請書

年	月	日
	Л	-

森の里三丁目建築協定 運 営 委 員 長 殿

申請者 住所 氏名 電話

 代理人 住所

 氏名

 電話

建築協定第10条及びまちづくり協定第11条に基づき、次のとおり届け出ますので同意をお願いします。

なお、申請内容に疑義が生じた場合(現場施工と相違が生じた場合等)は、運営委員が敷地内に立ち入ることに同意し、誠意をもって対応します。

行為の	の場所	森の里三丁目		番	号				
着手	予 定	年		月	日				
		届出部分	届出以外の	部分(既存)	合	計	建ペリ	小率	
面	敷地面積								%
積	建築面積						容積	率	
	延べ面積								%
建	建築物等の	□戸建住宅A	地区	□専用信	主宅		作物		
築	用途	□中層住宅B地区 □専用住宅 □工作物 □付属建築物						建築物	
物	階 数	地上 階	`	地下	階				
等	高 さ				m				
の	外壁又は柱								
概	の後退距離	m							
要	色彩	(マンセル値	等)						
付	車庫	□なし□□	あり([□屋根あ	り]外昼	きなし)		
属	物置等	□なし□□	あり (月	末面積	m²	軒0	高さ	n	n)
物	門	□なし□□	あり (記	高さ :	m)				
等	垣根、柵	□なし□□	あり ([]透視可i	能フェ	ェンフ	ス □生	け垣)
\mathcal{O}	植樹帯	□変更なし	□変見	更あり(内容)
概	シンホ゛ルツリー	□変更なし	□変見	更あり(I	内容)
要	擁壁等の工作物	□変更なし	□変見	更あり(内容)
	アンテナ類	□なし	□あり) (1	内容)
	広告物	□面積1m2以	、内の広	告 (内容)
同意	書	建築協定第	59条及	びまちつ	づく り	協定	第8条	の基準	に
(No)	適合すること	を認め	ます。					
		年	月	日					
		建築	協定運	営委員長	Ē	岩本	エ 邦 き	夫 国	j)

添付図面:現況図、配置図、平面図、立面図、断面図、外構及び植栽、その他

森の里三丁目建築協定等の概要(H11.1.6認可) 建築協定運営委員会

	種 類	建築協定	まちづくり協定
制限	その内容	F建住宅A / 中層住宅B	
1	建築物の用途	専用住宅 / 共同住宅	
2	建築物の敷地		
	(1) 敷地面積	分割禁止	_
	(2) 敷地の地盤高の変更	禁 止	_
	(3) 法面及び擁壁の形態・形状の変更	原則禁止	架台を設けての人工地盤の禁止
3	建築物の位置(物置等で5mg以下は除く)		
	(1) 外壁もしくは、これに代わる柱の面から	2階以下は1m以上、	
	道路及び敷地境界線までの距離	3階以上は2m以上離す	
4	建築物の形態等		
	(1) 建物の高さ	10m以下 / 16m以下	工作物の高さ10m以下
	(2) 建ペい率(建築面積÷敷地面積) 最高限度	50%以下	_
	容積率 (延べ面積÷敷地面積)最高限度	80%UF / 150%UF	_
	(3) 屋外へのテレビ及びFMアンテナの設置	禁止	_
	(4) 建物の屋根及び外壁の色彩	極端な原色を避け周辺と調和	工作物の色彩も左に同じ
5	敷地の囲いの構造	・生け垣又は高さ1.2m以下の	
		透視可能なフェンス (併用可)	
6	敷地の緑化 (鱹と道路規制含む)	・ 敷地内の環境に応じた植樹	
		桝へのシンホ[*] ルツリー植樹	
		・ 敷地内の樹木の維持管理	
7	広告物及び自動販売機の設置制限	広告物の禁止	自販機の禁止
8	動物の飼育に関する規範	_	放し飼いの禁止、排泄物処理

協定者は、建築物等を建てる場合又は上記に定める内容に該当し、現状変更する場合は、 建築協定運営委員会に計画同意申請書(第1号様式)に図面を貼付して2部提出し、同意 を得て下さい。